

第3章

アジア太平洋地域における地域安定 及び地域安全保障メカニズムの将来

はじめに

アジア太平洋地域における地域安全保障メカニズムをどのように発展させていくべきか、またその中で日本とロシアはどのような協力が可能かについて検討することが本章の目的である。

アジア太平洋地域においては、北朝鮮問題や中台問題といった伝統的な安全保障問題が依然として地域の不安定要因となっている。このため、抑止と対処のための米国を中心とする二国間同盟の維持・強化が引き続き不可欠であることは言を俟たない。他方、東南アジアにおけるイスラム過激主義のテロネットワークの拡大、東アジア諸国にとっての重要なエネルギー輸送路であるマラッカ海峡及びシンガポール海峡における海賊の横行等、非伝統的な安全保障上の脅威も深刻化してきており、こうした脅威に対応するための広範な多国間の安全保障協力の必要性が高まっている。

伝統的な安全保障問題に対しては同盟の枠組みで対処することが有効であるが、北朝鮮による核開発問題が六者協議の枠組みで取り上げられているように、特定の安全保障問題について利害を共有する複数の国が参加する多国間のイシュー・オリエンテッドな（争点ごとの）枠組みが機能し始めている。他方、非伝統的な安全保障問題に対しては多国間の安全保障協力の枠組みを用いて対応するのが有効であると考えられる反面、非伝統的な脅威への対応が同盟にとっても重要な課題になってきている。冷戦終焉後、とりわけ9・11事件以降、米国がグローバルな規模でテロとの闘いを進める中で、日本、韓国、オーストラリア、フィリピン及びタイといったアジア太平洋地域における米国の同盟国にとっては、米国のこうした闘いにいかに協力するかが主要な課題になっている。同盟が危機管理の領域へとその役割を拡大しているともいえるのである。

以上のような状況を踏まえると、同盟と多国間安全保障協力メカニズムは互いに排他的なものというよりは相互に補完し合うものであり、どちらか一方に依拠するというよりは、同盟を維持しつつ多国間安全保障協力も進め、重層的な安全保障構造を構築することがわが国はじめアジア太平洋諸国に求められているのである。しかも米国自体が、従来の固定的な同盟に固執しない、争点ごとに柔軟に安全保障協力の相手を組み変える

枠組みを模索してきている。米英主導のイラクに対する武力制裁を支持し、戦後の治安維持や復興支援に参加している諸国や、米国主導のPSIへの参加国などを指す有志連合という多国間の枠組みが形成されている。米国にとって、二国間同盟の枠組みは、時宜に応じて同盟国を利用し、自らの地域政策を展開するには都合の良いものである。しかし、良い同盟国は必ずしも従順な同盟国とは限らないし、協力的な同盟国にしても、その協力を自動的に得られるものではなく、程度の差はあれ何らかの協議が常に求められるのである。とりわけ明確な敵が消滅した冷戦後の世界にあっては、米国にとって同盟のマネジメントは複雑にならざるを得ないという状況があり、こうした要因が有志連合の活用といった考えにつながっているといえる⁴⁹。

以下、同盟の新たな役割と展望、有志連合の意義と展望、多国間安全保障協力メカニズムの現状と展望の順に検討し、最後に日露の安全保障協力の可能性について言及する。

1 同盟の新たな役割と展望

非伝統的な脅威が深刻化する中で、従来、伝統的な脅威に対する集団防衛を主要な役割としてきた同盟は、大きく変容してきている。すなわち、領域防衛とともに、危機管理が同盟の重要なミッションとして位置づけられるようになったのである。こうした状況は、同盟の運営を複雑にしている。米欧同盟であるNATOは、米国と欧州諸国の脅威認識が隔たり、また両者の軍事能力格差の問題が表面化し、その運営は複雑かつ難しいものになりつつある。加えて、欧州諸国がEU独自の危機管理能力を強化して安全保障面で米国から自立しようと取り組んでいることも、米欧関係を複雑にしている。

一方、アジア太平洋地域においては、伝統的な安全保障上の脅威が残存し、米国と同盟国との脅威認識は欧州ほど乖離しておらず、また、同盟の軍事能力格差問題も欧州ほど表面化していない。しかし、ここでも米国の同盟観は変化しており、冷戦後の新たな状況に適應するための同盟のあり方を模索する努力が続けられている。日米同盟の再編協議はまさにこうした努力を象徴する動きである。ここではまず、欧州における同盟の新たな役割と変革について見た上で、日米同盟のそれらについて見ていく。なぜなら、欧州における同盟変革の模索は、アジア太平洋地域におけるこうした動きに影響を与えると考えるからである。

⁴⁹ 有志連合の考え方は、9・11事件後に出てきたものではなく、クリントン政権において同盟の運営をどうするかという議論の中ですでに出ていたものである。船橋洋一『同盟を考える』（岩波新書、1998年）の特に第8章を参照。

(1) 欧州における同盟の新たな役割と変革

欧州においては、ユーゴスラビア内戦の処理を通じて、同盟の新たな役割が模索された。1992年に始まるボスニア・ヘルツェゴヴィナにおける内戦では、NATOは域外紛争の危機管理の目的から武力行使を行い、停戦後は、6万人の平和執行部隊を率い、国家再建や安定化に着手した。このことは、21世紀における同盟の新たな任務と見なされることになった。さらに1999年のコソヴォ紛争で、NATOは、中露の反対の中、国連安保理による武力行使の授權がないまま人道介入としてベオグラードを空爆し、停戦後は5万人の部隊を展開した。また、マケドニアでは米軍が紛争拡大を抑制するために予防展開するなど、欧州では紛争の未然防止のメカニズムが徐々に形成されていくことになったのである。

米欧同盟の新たな役割を模索する中で、欧州防衛を主要な任務としてきたNATOの部隊を、機動力の高い遠征軍へと変革する動きが出てきた。NATOの変革の方向は、具体的には以下の3点にまとめることができる⁵⁰。

第1に、欧州防衛のミッションと、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たなグローバルな脅威への対応との間のバランスをとることである。第2に、グローバルな脅威への対応という新たなミッションを遂行するための軍事的能力をもつことである。そして第3に、新たな課題に対し迅速にかつ柔軟に対応できるようにならなければならないということである。2002年11月にプラハで開催されたNATOサミットは、「プラハ能力コミットメント(PCC)」を採択し、米欧間の軍事能力格差の是正について一定の方向を示すとともに、NATO即応部隊(NRF)の創設に合意したのである。

新たなグローバルな脅威への対応のためには、緊急展開能力(rapid response)や部隊投入能力(force projection)の強化が不可欠とみられるが、この点で米欧の能力差は大きくなっている。下表に示すように、1～3カ月以内に即時展開可能な地上軍の規模は、米欧で大きな開きがある。このため米国は、比較的烈度が低い安定化作戦を同盟国に分担させ、米軍をグローバルなテロとの闘いに投入する方向へ向かうのではないかと考えられる。

⁵⁰ Michael Rühle, "NATO after Prague: Learning the Lessons of 9/11," *Parameters*, Vol.33, No.2, Summer 2003, pp.93-97.

先制・予防攻撃と軍事介入能力 米欧格差

	地上軍 (A)	地上軍 (B) 1～3ヶ月以内に配備され、1年間展開可能	即時展開可能な部隊の比率 (A/B)
米国	64.9万人	40万人	62%
英国	12.1万人	2.5万人	21%
フランス	15.2万人	1.5万人	10%
ドイツ	21.2万人	1万人	5%
イタリア	13.8万人	5千人	4%
カナダ	1.9万人	4千人	21%
オランダ	1.5万人	4千人	27%
NATO諸国合計 (米国を除く)	149.9万人	8.4万人	6%

(出典) Michael O' Hanlon and P. W. Singer, "The Humanitarian Transformation: Expanding Global Intervention Capability," *Survival*, Vol.46, No.1 (Spring 2004), p.84.

現在、NATOはボスニアでの任務をほぼ完了し、国家再建を目的にコソヴォのKFOR (コソヴォ安定化部隊) とアフガニスタンのISAF (国際治安支援部隊) の指揮を担当している。アフガニスタンではカブールの中央政府の統治能力を高めるため、NATOはPRT (地域復興支援チーム) を地方へ展開し、全土のほぼ50%をコントロールしていると言われる。このように、米軍が初期戦闘任務を担当し、同盟国が安定化・復興支援作戦を遂行するという、緩やかな役割分担が浮かび上がってきている。これが他の地域各国に与える影響について注視しなければならない。

(2) 日米同盟の新たな役割と変革

アジア太平洋地域においては、伝統的な脅威が厳然として残っているために、同盟の役割において領域防衛問題が占める比重は依然として高い。しかし他方で、この地域においても新たな非伝統的な脅威が深刻化しているために、多国間の安全保障協力の必要性が高まっているし、同盟もこうした課題に柔軟に対処することが求められているのである。

日米両国は、すでに1996年および1997年における日米同盟の再確認の動きの中で、両国の安全保障協力がアジア太平洋地域の安定および繁栄を維持するための基盤であることを確認していた。そして2003年、日米首脳は、アジア太平洋地域での協力強化のみな

らず、よりグローバルな課題に対し連携して取り組むことで合意した。日米両国は、テロ、大量破壊兵器の拡散や非国家主体によるこれらの入手、使用の可能性といった新たな脅威に対する懸念を共有し、これらの脅威に対し緊密に協力して対応することで認識が一致している。

2004年10月の、「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（荒木レポート）および同年12月の現防衛大綱では、日本が、自国の安全保障の観点から国際的な安全保障環境の改善に取り組むことが謳われ、しかも、同盟国や国際社会と協力してこの課題に取り組むことが強調されているのである。

米国が進める軍のトランスフォーメーションの中で、日米同盟の再編も進められてきている。日米同盟の再編協議の中で、国際平和協力活動における協力、大量破壊兵器の不拡散、テロの防止・根絶などを両国のグローバルな共通戦略目標に設定し、こうした目標を達成するために、日米同盟の能力向上をどう図るかが検討されてきている。日米両国は、在日米軍再編を通じて自衛隊と米軍の連携を拡大・強化する方針を明確に示している。

現在、日米同盟は、東アジアのみならず、アジア太平洋地域、さらにはグローバルな安全保障問題へとその適用範囲を拡大させる方向に進みつつある。同盟が主に領域防衛を担うメカニズムから地域的あるいはグローバルな安全保障環境を安定させるためのメカニズムへと深化しているといえるのである。

他方で、こうした同盟の機能と適用範囲の拡大が、同盟外の国の警戒心を高めたことは否定できない。中国、ロシアといった、冷戦期の同盟が対象としていた国家が抱くこうした警戒心を放置したままでは、これらの諸国と共存して、アジア太平洋地域の平和と安定を確保することには繋がらなくなる。従って、同盟の変革・強化と並んで、この地域に多角的な安全保障の枠組みを育て、信頼醸成と政策協議を重ね、将来的に地域安全保障メカニズムの制度化につなげていく努力が必要になるのである⁵¹。後述するように、ARFを中心にこうした試みはすでに積み重ねられているが、さらにその機能を強化する試みが必要であろう。しかし、ARFのようなアジア太平洋地域における多国間安全保障協力メカニズムは、強制力をともなっておらず、米国を中心とする二国間同盟はそうした欠陥を補完するものといえるのである。

2 有志連合の可能性と展望

現在、アジア太平洋地域の諸国が直面している安全保障上の問題は多様化してきてお

⁵¹ 船橋、前掲書、第9章参照。

り、軍事面のみならず、経済、通商、環境、人道など多岐にわたる。こうした多様な安全保障問題の解決のためには、二国間同盟における協力のみならず、この地域のできる限り多くの国が参加する多国間の協力枠組みが不可欠になっている⁵²。本来的には、多様な安全保障問題への取組は国連主導で進めることが望ましいと考えられるものの、国連自体も新たな状況にうまく対応できているとはいえず、また、これまでの国際法では対処しきれない問題が多々噴出してきているという状況がある。国連がうまく機能しないために、何とかしなければならぬとの発想から出てくるものとして有志連合 (coalition of the willing) があるといえよう⁵³。また、問題によっては既存の固定的な同盟国の支持が簡単には得にくくなっているという状況も、米国をしてこうした枠組みの追求に向かわせているといえよう。具体的には、米英主導のイラクに対する武力制裁を支持して、戦後の治安維持や人道復興支援に参加している多くの国や、米国主導の拡散防止の取組への参加国が有志連合とされている。

アジア太平洋地域およびグローバルな安全保障の観点から注目されるのは、日米同盟の再編協議の中でも協力の重要な分野として言及されていたPSIである。米国は、PSIを一種の有志連合と位置付けている。このことは、二国間同盟と並んで有志連合を活用しようとする米国の姿勢を顕著に示しており、こうした米国の姿勢は同盟の将来に大きな影響を与える可能性がある。またこの協力枠組みが、北朝鮮による大量破壊兵器およびその関連物質や運搬手段の取引も防止の対象として念頭に置いていることも、アジア太平洋地域の安全保障メカニズムを考える点から見逃せない動きである。

米国は、2003年5月、PSIを提起し、現在までに15カ国(米国、日本、イギリス、イタリア、オランダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、カナダ、ノルウェー、ロシア)がコアメンバーとなった。これは、グローバルな不拡散体制を強化するための有志連合といえる。また、PSIは、既存の国際法、各国国内法の範囲内で参加国が共同でとり得る措置を検討する取り組みであり、国連安保理決議1540に基づく行動を補完する関係にある。そして、相手国を特定せず、拡散懸念国全般への統制を強化するアプローチである。

日本は、大量破壊兵器・ミサイル不拡散強化としてPSIに積極的に参加し、他国へのアウトリーチ活動にも参加している。2004年10月25日～27日には日本がホスト国となって海上阻止演習「チームサムライ2004」が実施された。

PSIとアジア太平洋地域の安全保障問題における日露協調の可能性は、PSIの有する性格、すなわち、枠組みへの参加国を特定しない公開性、相手を特定しない協調的ア

⁵² Chalk, *Non-Military Security and Global Order*, pp.1-10.

⁵³ 有志連合の可能性と展望に関する議論については、例えば、防衛研究所編『防衛戦略研究会議報告書』(平成17年11月刊)、3～6頁参照。

アプローチ(拡散懸念国への日露共同のアプローチは六者協議への弾みとなる)、既存の不拡散レジーム強化を目指す実務性(日本の核軍縮志向とロシアのNPT枠組み遵守姿勢の一致)、G8及び国連安保理を舞台とした紛争解決(日露にとっての対米欧協調という共同歩調)等からその余地は大いにあるものとする⁵⁴。

現在、有志連合は米国主導で米国政権の望む方向の政策に賛同する者の集まりという側面があり、脆弱な面が否めない。例えば、イラクにおける治安維持や人道復興支援への参加に関する決定について国民の多数が支持していない国の事例もある。従って、一つ一つの有志連合がうまく機能するか否かは不確定である。米国が取り組むグローバルなテロとの闘いは、相当長期にわたる闘争になることが予測される。従って、その成否は、できるだけ多くの国からできるだけ長い期間協力が得られるか否かにかかっているといえる。また、米国の目指すものが、米国を中心とする何らかのglobal orderだとすると、これは主権国家を基礎とする international orderとは異なる方向を目指すものであり、前者の場合に、米国と利害、関心、能力を共有する国が、国益というものを抑えても、global orderを支えるように動くかどうかという問題が出てくるだろう⁵⁵。

また、PSIのように、有志連合は、国連決議の内容を考慮していくつかの国が自主的に協力する枠組みであるが、湾岸戦争時の多国籍軍と異なり、国連安保理決議による授權を受けるものではない。この点で、米国とinternational orderを体現する国連との間には常に緊張が生じる可能性がある。

3 アジア太平洋地域における多国間安全保障協力メカニズム

(1) アジア太平洋地域における安全保障メカニズムの基準

アジア太平洋地域における安全保障メカニズムを考える際には、二つの判断基準が必要になると考えられる。一つは正統性の問題であり、もう一つは実効性の問題である。正統性の判断基準については、国連安保理決議があるか否かということが重要な要素である。

実効性の判断基準については二つの要素を指摘することができる。一つは誰が加わっているのかという点である。北東アジアというサブリージョナルな地域で考えた場合、いかに大国である中国を参加させるかということがキーポイントになるであろう。他方でグループが大きくなりすぎると実効性が損われる危険性ははらんでいる。もう一つは

⁵⁴ ロシア側にも、PSIは重要な今日的課題の一つであり、特に朝鮮半島情勢との関連でPSI問題への取り組みが日露両国にとって共通の課題である、との認識があることが指摘できる。

⁵⁵ 前掲『防衛戦略研究会議報告書』参照。

当該メカニズムが問題解決のための実行手段をもっているかどうかという点である。すなわち、単なる安全保障対話に留まっているのか、それとも具体的な問題解決手段をもっているのかということである。

アジア太平洋地域は非常に広範であり、かかる広範な地域をカバーするような安全保障メカニズムを考える場合、可能性のないオプションはNATO型の集団防衛メカニズムである。本来、NATOは脅威対抗型の安保メカニズムであり、その対象はもっぱらソ連の脅威であったが、かかる脅威は現在存在しないため、その存在の正統性を確保する必要があった。そこでNATOは、正統性確保の観点から、国際テロリズムや大量破壊兵器拡散といった今日的脅威に対応するミッションの比重を高めることによってこうした課題をクリアしようとしてきているが、既述したように、その危機管理活動がうまくいくかどうかは不確定である。さらにいえば、日本の場合、憲法上の制約からかかる集団防衛メカニズムに参加することは現実的なオプションとはなり得ないのである。

今日、唯一の国連憲章第53条に基づく地域的取り極めの地位にあるOSCEはすべての域内諸国を含む点では正統性に関し問題はない。しかし、ボスニアやコソヴォにおける紛争に際し、OSCEは有効に対処することができなかった。かかる共通の安保メカニズムは朝鮮半島でも中国でも機能しにくいと思われる。他方、OSCEに教訓を学んだアジア太平洋地域のメカニズムがARFである。

米国を中心とする同盟ネットワークがメカニズムであると考えた場合、正統性に関する疑問は常に存在している。すなわち、アジア太平洋地域の利益を真に代表するのかという点であり、これについて中国やロシアは懐疑的な見方をしている。日本は、こうした点を考慮し、中国やロシアとの安全保障対話や防衛交流を通じた信頼関係の強化によって、両国のこうした懐疑心を緩和するように努力しているのである。

日本にとって、日米同盟は、朝鮮半島や中国の問題に対処する上で非常に有効な枠組みであるが、他方、こうした考え方に同意しない国も存在している以上、アジア太平洋地域の安定と安全保障のために他の枠組みも必要になるだろう。この枠組みとは、アジア太平洋地域全体での解決を前提とする枠組み、サブリージョナルなレベルでの協力を前提とする枠組み、の二つが考えられるだろう。

(2) ARFの可能性と展望

アジア太平洋地域全体を包含する枠組みとしてはARFが存在している。ARFは、1994年以来、アジア太平洋地域における多国間安全保障対話の場として機能してきている。

1995年の第2回ARF閣僚会合で、「コンセプト・ペーパー」がまとめられ、ARFとして信頼醸成、予防外交、紛争解決へのアプローチという三段階で漸進的に活動を進めるこ

とに合意している。ARFは正統性に関しては問題ないものの、制度化は最小限に留まっており、紛争解決を促がし、あるいは参加国の安全保障を高めるような具体的な制度的措置をとるための公式な制度や手続きを伴っていないという問題がある⁵⁶。ARFは信頼醸成の面では一定の成果をあげてきているが、予防外交や紛争解決アプローチに向けた議論になると、各国の利害問題が浮上し、消極論や慎重論が高まる可能性がある⁵⁷。

他方、最近、ARFの軍事的な側面を強化するための努力も続けられている。2001年の第8回閣僚会合では、予防外交への取り組みの基礎となる「予防外交の概念と原則」が採択され、第1段階から第2段階へ移行しつつあることを示した。この第8回閣僚会合では、ARFプロセスにおける国防・軍事当局者の参加の重要性で一致がみられ、翌2002年には、第9回閣僚会合に先立って、ARF国防・軍事当局者会合がはじめて開催された。またこの第9回閣僚会合以降の毎年の閣僚会合では、テロ、WMDの拡散、海賊等の新たな脅威に対するARFの取り組みの強化が進められてきている⁵⁸。以上のように、ARFは国防・軍関係者、あるいはテロ対策の実務者等も参加するメカニズムへと発展し、広範な安全保障分野における協力を推進する実体を徐々に備えつつあるといえる。

また、アジア太平洋経済協力会議（APEC）もこの地域の経済問題のみならず、安全保障分野の協力を含む多様な問題を検討するようになってきている。さらにASEANと日、中、韓からなるASEAN + 3の協力枠組みもある。このように多国間の安全保障メカニズムの萌芽ともいえる動きは認められる。こうした経済問題を主要な関心とする多国間の枠組みの中で、安全保障問題も取り上げられるようになってきていることは、グローバル化や経済の相互依存の進展の中で、個々の国家あるいはサブリージョンの不安定や混乱が地域全体の経済に深刻な影響をもたらすようになってきていることを示している。

（3）サブリージョナルな枠組みの必要性

しかし、これらの枠組みは、加盟国数が多いという観点から個々の安全保障問題に関する実質的な話し合いをするには必ずしも妥当とはいえない。そこで特定の安全保障問題について利害を共有する国が参加するイシュー・オリエンテッドな枠組みが実質的な

⁵⁶ John S. Duffield, "Why is There No APTO? Why is There No OSCAP?: Asia-Pacific Security Institutions in Comparative Perspective," *Contemporary Security Policy*, Vol.22, No.2 (August 2001), pp.74-75.

⁵⁷ 星野俊也「アジア太平洋地域安全保障の展開 - ARFとCSCAPを中心として - 」『国際問題』2001年5月号、38～41頁参照。

⁵⁸ 具体的には次のような声明等が採択され、新たな脅威への取り組みの強化が謳われてきている。テロ対策に関するインターセッションル会合の設置、テロ資金対策に関する議長声明（第9回）、海賊行為及び海上保安への脅威に対する協力に関する声明、国境管理に関するテロ対策協力声明（第10回）、不拡散に関する声明、国際テロに対する輸送の安全強化に関する声明（第11回）、テロリズム及びその他の国境を越える犯罪に対する闘いにおける協力強化に当たっての情報の共有及びインテリジェンスの交換並びに身元証明書の安全性確保に関する声明（第12回）。

意味をもつことになる。具体的には、先にも触れたように、北朝鮮の核開発問題をめぐる韓国、北朝鮮、中国、米国、日本、ロシアの六者協議という重要なプロセスが現在存在する。北東アジアのすべての国と米国が入るこの枠組みは、継続的な話し合いの枠組みとして維持していけば、将来の北東アジアにおける集団安全保障枠組みへと発展する可能性を秘めている。ロシアは、明らかにこうした可能性を評価して、この枠組みに参加している⁵⁹。

ところが、こうした期待とは裏腹に、六者協議はこれまでのところ、北朝鮮の核開発問題について具体的な成果がないまま、会談が積み重ねられてきたという事実しか残っていない。北朝鮮は、六者協議の枠組みを基本的には嫌っており、米国との二国間の直接対話を模索しているが、米国はこうした対話に応じる考えはない。また、六者協議の参加国の間でも、北朝鮮に対する対応には違いがある。基本的に北朝鮮に宥和的な態度をとる中国、ロシアおよび韓国と、そうでない米国および日本という構図が出来上がってしまっている問題がある。前者は、北朝鮮の核開発を中止させるためには、北朝鮮の体制の安全を保障しつつ、北朝鮮が経済的危機状態から脱し、自立することを援助することが有効であるとの考えに傾いている。これに対し後者は、まず北朝鮮が核開発を放棄することが議論の出発点であると考えている。韓国は、朝鮮半島における紛争が自国の政治・経済状況に対し深刻な影響を与えることを警戒しているため、北朝鮮に対し、圧力をかけることを避けつつ辛抱強く対話を継続しようとしている。米国と韓国という同盟国同士が北朝鮮に対するアプローチで大きく乖離している点が、六者協議の停滞をもたらしている理由の一つと考えられる。

こうした問題を抱えている六者協議であるが、この枠組みを継続的に維持し、北東アジアの様々な問題を検討するメカニズムへと発展させる必要がある。こうした認識は六者協議の参加国の中である程度共有されているように思われる。六者協議の日本代表を務めていた佐々江賢一郎外務省アジア大洋州局長（当時）が、六者協議は北朝鮮の核問題を中心的課題として早急に解決するとともに、北東アジアの永続的平和を達成する上で不可欠なその他の外交・安全保障上の諸懸案の平和的解決を図るための枠組みとしても有効に機能すべきである、との認識を示していたことがこれを現している⁶⁰。

欧州の経験が示すように、地域の平和と安定の基礎を成す地域諸国間の信頼関係の強化が、長期にわたる問題解決のためのプロセスを通じて醸成されたことを考慮すれば、

⁵⁹ 平成16年11月29日、坂口がロシア連邦軍参謀本部軍事戦略研究センターでの研究会に参加した際、朝鮮半島情勢に関する意見交換において、先方の出席者は、朝鮮半島に関する対話を強化する必要があり、ロシアは六者協議を支持している旨発言し、多国間の安保枠組み構築の可能性について期待を表明した。

⁶⁰ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo4_kh.html.

会議の積み重ねがまったく無意味というわけではない。

(4) SCOとアジア太平洋地域の多国間安全保障メカニズム

アジア太平洋地域における多国間安全保障メカニズムにおける日本とロシアの協力の可能性を探る場合、ロシアが中心的に係わっている多国間の安全保障メカニズムとアジア太平洋地域の様々な枠組みとの連携ができないかという問題は大いに議論してよいであろう。

ロシアが重視する多国間安全保障メカニズムの基準は、正統性及び実効性という二点のほかに、普遍性というファクターである。すなわち、安全保障メカニズムは、紛争解決のみならず、他のあらゆる問題を解決し得るものでなければならないとの考えである。こうした点で注目されるのが、厳密にアジア太平洋地域の動きとはいえないかも知れないが、中央アジアにおけるSCOというメカニズムの構築とその動きである。ロシアの専門家によれば、SCOはNATOといった対外的な脅威を想定するものではなく、全く新しい安全保障メカニズムであるという。

2005年8月、ロシアと中国は初の合同軍事演習を実施したが、これは、彼らの説明によれば、SCOの枠内での演習であり、今後、中央アジア諸国やインド（SCOのオブザーバー）が加わった多国間の対テロ演習に発展させる計画であるという。こうした演習の目的は、テロリズムへの対処であり、なぜ活発化させる必要があるかといえ、テロリズムの脅威がアジア太平洋地域へと及んできたためであるとのことである。SCOによる対テロ演習は、SCO内部の問題に共同で対処することを想定しているとされる。

また、ロシアの専門家の指摘によれば、イランをSCOにオブザーバー加盟させたのは、イランをテロ支援国にさせないためであり、さらに核保有国であるインドとパキスタンを準加盟させたのは、核兵器をテロリストの手に渡らせないためであるという。

これらのロシアの専門家の説明は、どこまでが本当で、どこまでが表向きの外交辞令的な発言であるかは判断が難しいところであるが、重要な点は、現実に中央アジアという今日の世界において非常に不安定なためにグローバルな安全保障の観点からも懸念される地域での活動を想定したSCOの演習の動きが顕著になっていることである。

SCOと日米同盟、あるいはSCOとARFをつなぐような何らかのメカニズムが必要であると考えられる。SCOと日米同盟は脅威認識で共通する点がある。つまり、SCOも日米同盟も、中央アジア地域の不安定が国際安全保障環境の悪化につながるという点では認識を同じくしている。日米は国際的なテロリズムの根絶を共通戦略目標に掲げているし、注目する地域の一つが中央アジアであろう。また、最近の状況は若干変化してきているとはいえ、ロシアも中国も米国主導のグローバルなテロとの闘いには協力してきたのであ

る。すなわち、両者の協力の基盤はすでに構築されているともいえる。

SCOとARFとは互いに補完し合うことが可能である。というのは、ロシアも中国もARFのメンバーであるし、中央アジアにおけるテロの封じ込めは、グローバルなテロネットワークの封じ込めと連動することによってはじめて実効性あるものになるといえる。現にチェチェン問題を抱えるロシアは、東南アジアのテロネットワークの活動に強い関心をもっているといわれている。こうした観点から、近年、ARFがテロへの対応を重要なアジェンダに設定してきていることは、SCOにとっても好ましい方向のほうである。

(5) 日露の協力の意義と可能性

これまでみてきたように、現在、多くの国家を脅かしている、国際テロなどの新たな非伝統的脅威には、二国間軍事同盟での対処には限界があり、多国間の共同対処が不可欠である。このことは、米国自体も理解していて、旧来の固定的な同盟にとらわれない（むろん同盟を核にしてということであるが、）有志連合といった問題対処の枠組みを模索している。2004年5月、米国とロシアは対テロ合同軍事演習をはじめて実施したが、様々な国際問題に関する表面上の軋轢とは裏腹に両国の軍事関係は着実に進展している。日本としてもこうした米国の動きをよく把握しておく必要があるだろう。米国の国益に適うことであれば、そしてまた、米国が関わるミッションを最も効果的に遂行できるのであれば、米国にとって連合の組み方は柔軟に変化していくということである。そこで日本にとっては、日米同盟を安全保障政策の基軸としつつ、重層的な安全保障メカニズムを構築する必要があるのである。日露の協力関係の強化は、北東アジアにおいて日米対中露という対立軸を薄めるという点で日本にとってもロシアにとってもメリットがある。

また、日本にとっては、ロシア等の周辺国との安定した関係の構築は対米協力を円滑に進める点でも重要である。日本が国際平和協力活動を強化する方向へ行けば行くほど、日本がこれまで大きく制約を課していた自衛隊を海外に派遣するための装備（端的には輸送能力）の向上を促すことになる。国際平和協力活動での自衛隊派遣は、戦闘部隊の派遣ではないので、このことに対する周辺国の理解は得られると思うが、日本の潜在力が大きいために、こうした派遣により周辺国の不安を惹起する可能性も否定できない。こうした状況に陥らないためにも、恒常的にロシアをはじめとする周辺国との安定した関係の構築努力が不可欠である。これがうまくいかないと、日本が対米協力する際に支障をきたし、ひいては日米の同盟関係にも否定的な影響を及ぼすことにもなりかねないのである。